

公告第 2022-02 号
令和 5 年 1 月 16 日

被保険者各位

E A ファーマ健康保険組合
理事長 高橋 秀則

令和 5 年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による被保険者（任意継続被保険者）の保険料算定にかかわる、標準報酬月額および適用期間を通知します。

記

令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のとおりとする。

1, 2. いずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和 4 年 9 月 30 日現在における当健保組合全被保険者の標準報酬月額の平均値 433,837 円を基礎額とみなした、標準報酬月額[440,000 円]

参考) 令和 4 年度は 410,000 円

・適用期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

以上